

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の 状況に関する意見等



公益財団法人

日本知的障害者福祉協会

会長 橋口幸雄
政策委員長 久木元司

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会の概要

1. 設立年月日 : 昭和9(1934)年10月22日

2. 活動目的及び主な活動内容

本協会は、全国の知的障害関係施設・事業所を会員とする組織で、知的障害者の自立と社会・経済活動への参加を促進するため、知的障害者の支援及び知的障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

【本協会の主な事業】

- 知的障害に関する調査研究および結果の報告
- 知的障害関係施設・事業所における支援並びに運営の充実に資するための指導
- 知的障害福祉の啓発普及を目的とした各種研修会等の開催
- 社会福祉士養成施設の運営と、専門的な知識・技術並びに確固たる倫理観を有する社会福祉士の養成および施設・事業所職員の資質の向上を図るための研修の実施
- 知的障害福祉に係る専門図書の刊行及び研究誌を発行と、国民に対する知的障害福祉の普及啓発
- 関係機関並びに関係団体との連携と知的障害福祉の向上に向けた提言ならびに要望活動
- 地震・台風等の自然災害により被災した知的障害者、家族並びに施設・事業所への必要な支援
- 知的障害関係施設・事業所の経営の安定に貢献するため、全国の知的障害関係施設・事業所の職員を対象とした相互扶助事業及び保険事業の実施。
- 知的障害福祉に顕著な業績を残した者の表彰 等

【部会・委員会】

様々な活動を行うため、施設・事業の種類ごとに、または活動の分野ごとに部会や委員会を設けています。

【本協会の歩み】

昭和9年10月22日に設立、昭和42年8月8日に財団法人認可、平成25年4月1日に公益財団法人認可

3. 加盟団体数(又は支部数等) : 全国9地区・47都道府県に支部組織を置く

4. 会員数 : 6,532施設・事業(令和7年12月1日時点)

5. 法人代表 : 会長 樋口 幸雄

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(概要)

【基本的な考え方】

R6年度報酬改定にて各種加算や人員体制拡充等により費用が増加したが、これは障害のある人の地域生活を支える為の不可欠な費用である。一方で事業所の取り組み内容等には大きな差があり、一律に費用が増加し続けることは支援の質・公平性・制度の持続可能性の観点から課題があると考える。安定的な従事者の確保と、取り組み内容等が適正に評価・反映されたメリハリのある報酬体系として、障害のある人の安心した暮らしの支援体制構築と業界全体の底上げ、持続可能な制度構築に繋がると考え、以下について提言する。

1 適正なサービス供給と取組評価による制度の持続可能性の両立

○背景

- ・障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業体の参入増加
- ・R6年度報酬改定にてグループホームの総量規制に言及
- ・多様な状態像の利用者を受け入れるサービス資源の不足
- ・利用者ニーズに沿った取り組みの事業所間格差

○提言

- ・障害福祉計画による一律の総量規制は慎重に(視点1・3)
- ・事業所指定の在り方の厳格化・意見申出制度の強化(視点1・3)
- ・事業所の取組状況等に応じた評価、報酬設定(視点1・2・3)

2 社会実態に応じた即時性の高い報酬設定と賃金格差の是正

○背景

【別添8団体調査等参照】		
・給与等	障害福祉30.8万円/月	全産業38.6万円/月
・有効求人倍率	障害福祉3.36倍	全産業1.14倍
・賃上げ率	障害福祉3.81%	全産業5.25%
・物価上昇率	R5年 3.2% → R6年 2.7% → R7年(10月) 3.0%	

○提言

- ・障害福祉分野と全産業との賃金格差の是正(視点2・3)
- ・物価指数・人事院勧告等に毎年連動する報酬設定(視点1・2・3)

3 処遇改善の制度間一元化と対象の拡大

○背景

- ・包括的経営の障壁となる処遇改善の制度間格差
- ・処遇改善対象外職種に対する不均衡や法人負担の増加

○提言

- ・障害・介護・保育の処遇改善の仕組みの一元化(視点2)
- ・相談支援事業の加算対象事業への追加(視点2)
- ・福祉・介護職以外の職種の加算算定基礎への算定(視点2)

4 経験や専門性がさらに活かされる事業所運営体制

○背景

- ・「福祉専門職員配置等加算」の併給は生活介護のみ
- ・上記加算額は定員50名規模でも月40万円程度
- ・3年を大きく超える勤続年数や35%を大きく超える有資格率であっても評価が変わらない
- ・一部の国家資格のみが対象となっている
- ・非常勤職員の有給休暇や研修参加が常勤換算に算定できない

○提言

- ・福祉専門職員配置等加算の併給を全サービスに拡大(視点3)
- ・経験や専門資格が十分に評価される単価に増額(視点3)
- ・勤続年数・有資格率について上位区分を創設(視点3)
- ・現行の対象資格に専門性を評価できる資格等を追加(視点3)
- ・非常勤職員の有休・研修参加の取扱を常勤職員同様に(視点3)

5 生活の基盤である居住支援の在り方の再構築

○背景

- ・「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」の報告書として取りまとめが示された
- ・日中サービス支援型グループホームの課題が指摘されている

○提言

- ・検討会報告書の内容の実現に向けた報酬上の評価(視点3)
- ・日中サービス支援型グループホームにおける、本人のニーズに基づく他の日中サービスの利用の促進(視点1・3)

6 障害のある人が安心して地域生活を送ることができる財政支援

○背景

- ・食料品指数(農水省) 令和2年 100 → 令和5年 128.1
- ・住宅・土地統計調査(総務省) 借家の家賃R2 → R5年7.1%増加

○提言

- ・障害者支援施設の食費等の基準費用額と補足給付額の引上げ
- ・通所事業所における食事提供体制加算の引上げ(視点3)
- ・グループホームの補足給付額(家賃補助)の引上げ(視点3)

7 報酬構造の簡素化・合理化

○背景

- ・支援メニュー充実の一方で構造が複雑化(加算160減算数29)

○提言

- ・加算の算定要件等の簡素化と整理(視点1)

基本的な考え方

- 昨今の急激な物価高騰や企業で高水準の賃上げが行われる中、障害福祉サービスは公的価格であることから容易に対応することができず、厳しい経営状況となっている。
- 急激な物価の高騰は特に所得の少ない障害のある人たちの生活に甚大な影響を及ぼしている。
- 障害福祉サービスに係る国の予算額が大幅に増加していることが取り上げられているが、費用が増加した理由については精緻に分析を行う必要がある。令和6年度報酬改定後に利用者1人当たりの費用が大幅に伸びた一因には、令和6年度改定において、強度行動障害や医療的ケアなどに対応するための加算や人員配置体制の拡充などが行われたことが考えられる。これらはすべて障害のある人のニーズに基づくもので、サービスの質に直結するものであり、障害のある人の地域生活の充実等を推進する上で避けられない費用であることから、制度の持続可能性を検討する上であっても削減すべきではないと考える。
- 一方で、重度者や強度行動障害のある人を受け入れていない事業所や、意思決定支援や体験・経験・社会参加等の取組を積極的に行っていない等により、障害のある人や地域のニーズに沿わない事業所など、事業所の取り組み内容には大きな差があることが指摘されており、支援の質や公平性の観点において問題となっていることから、こうした事業所を是正し、持続可能性の高い制度としていく必要がある。
- 障害のある人たちが地域の中で安心して暮らし、それぞれの想いを実現していくためには、暮らしの形態を問わず、自らの意思に基づいた自分らしい暮らしを選択できることが求められる。そのためには、障害のある人がどこで暮らしても地域での生活を実感できる暮らしの支援の在り方の再構築と、良質な福祉人材の確保・育成、事業所のサービスの質の評価等が必要不可欠である。

障害のある人が将来も安心して暮らすことのできる持続可能性の高い制度の構築に向けて、安定的に福祉従事者を確保し、質の高いサービスを提供する事業所に対する適正な評価を反映した報酬体系となるよう、以下について提言する。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(詳細版)

1 適正なサービス供給と取組評価による制度の持続可能性の両立

背景・論拠

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で引き続き検討・検証を行う事項として、障害福祉サービスの地域差の是正に向けた事業所指定の在り方が挙げられている。障害福祉関係予算が増大する中、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業所の参入が増えている。
- 多様な経営主体が参入し、量的には障害福祉サービスが増えているが、重度の障害や強度行動障害のある人など多様な状態像の利用者を受け入れるグループホームなどは圧倒的に不足している。
- 社会保障審議会(福祉部会・障害者部会)等で検討されているグループホームの総量規制については、地域の実情は様々であり、一律の総量規制には疑問を呈する声もある。
- 利用者の意思決定支援を実践し、利用者のニーズに沿った多様な取り組みを行っている事業所もあれば、そういった取組を積極的に行っていない事業所もある。
- 令和6年度報酬改定後に費用が大幅に伸びた一因として、強度行動障害や医療的ケアなどに対応するための加算や人員配置体制の拡充などが考えられるが、障害のある人のニーズに基づくもので、地域生活の充実等を推進する上で不可欠な費用である。

意見・提案

- 各地域における利用者のニーズは多様であり、一律の総量規制は行うべきでないこと。(視点1・視点3)
- 一方で、質の高いサービスの提供体制を確保するため、新規事業所の指定の在り方を厳格化するとともに、市町村による意見申し出制度を強化すること。(視点1・視点3)
- 持続可能な制度していくために、事業所の取組状況等によって報酬に差を設ける等、事業所の取組に見合った適切な評価、報酬とすること。(視点1・視点2・視点3)

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(詳細版)

2 社会実態に応じた即時性の高い報酬設定と賃金格差の是正

背景・論拠

- 障害福祉分野の賃金水準(月額30.8万円)は、全産業平均(月額38.6万円)と比べ、令和6年度平均で月額7.8万円程度低い水準にある。また、令和6年度の障害福祉関係の有効求人倍率は3.36と全職種の1.14に比して約3倍の水準となっており、福祉・介護人材の確保がより困難な状況となっている。
- さらに、令和7年度の全産業(春闘)の賃上げ率は昨年度(5.1%)を超える5.25%であり、令和7年度の人事院勧告は定期昇給分にベースアップ分を加えたモデル試算では5.1%の給与改善となっている。
- 一方、本会を含む障害福祉関係8団体で9月末に実施した調査結果によれば、障害福祉分野の賃上げ率は3.81%と、令和6年度の賃上げ率(3.93%)を下回っており、全産業平均との賃金水準の格差がますます拡大している。
- 急激な物価高騰の中で、事業者は経営努力でなんとか持ちこたえているが、水光熱費や日用品費はもちろん、食事の提供にかかる経費や外部委託の費用等、あらゆる費用が値上げされており、非常に厳しい状況となっている。
- 昨今の大額な賃上げ基調と更なる物価高騰が今後も想定される中、現行の改定周期では全産業との賃金水準の格差は拡大する一方である。

意見・提案

- 質の高い障害福祉人材を確保し、質の高いサービスを安定的に提供するため、早急に障害福祉分野と全産業との賃金格差を是正すること。(視点2・視点3)
- 基本報酬については、現行の改定周期(3年ごと)ではなく、物価(消費者物価指数等)や人件費の上昇率(全産業の賃上げ率または人事院勧告のベースアップ率等)に毎年連動する仕組み(スライド制)とすること。(視点1・視点2・視点3)

3 処遇改善の制度間一元化と対象の拡大

背景・論拠

- ・ 処遇改善加算については、人事院勧告ベースの保育分野や、仕組みは同じでも別制度の介護分野など、処遇改善制度の多用と縦割り制度の中で、制度間格差が生じている。
- ・ そのため、多角経営する社会福祉法人等では職員への公平感を持った処遇に苦慮しており、法人の包括的経営の障壁となっている。
- ・ 処遇改善加算の対象外の事業や職種もあるため、職場内での不均衡や法人負担が増加(対象外職種に対する法人持ち出しでの対応等)している現状がある。

意見・提案

- ・ 処遇改善の仕組みや運用について、制度間の一元化を行うこと(視点2)
- ・ 相談支援事業を加算の対象へ追加すること(視点2・視点3)
- ・ 福祉・介護職員以外の職種についても加算算定基礎へ算入すること(視点2)

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(詳細版)

4 経験や専門性がさらに活かされる事業所運営体制

背景・論拠

- 支援の質の向上のため、経験豊富な専門性の高い職員や有資格者を多く採用している事業所については更なる評価が必要である。
- 現行の「福祉専門職員配置等加算」(以下、専門職加算)は、令和6年度報酬改定で拡充され、生活介護については加算(I)もしくは(II)と加算(III)の併給が認められたが、生活介護以外のサービスでは併給が認められていない。併給した場合であっても単価が低く(加算(I)と(III)を併給した場合の50名規模の生活介護事業所で月40万円程度)、有資格者や経験豊富な専門性の高い職員を雇い続けるには不十分である。
- 専門職加算では、有資格者の配置率(35%以上、25%以上)と常勤率(75%以上)、勤続年数3年以上従事者の割合(30%以上)の評価しかなく、例えば勤続10年、20年以上のベテラン職員が多い職場や、有資格者をより多く配置している事業所の評価が不足しており、長く務める専門的な職員の賃金の上昇分は賄えない。
- 支援の質の向上のためには、障害種別に特有の知識や専門性も不可欠である。専門職加算については現行の対象国家資格のみならず、障害団体等が認定する一定の要件を満たした資格等の取得率も評価する必要がある。
- また、非常勤職員については、常勤職員と異なり、研修会への参加や有給取得の際に、常勤換算に算定されないことが課題となっている。

意見・提案

- 福祉専門職員配置等加算を以下の通り更に拡充**すること。(視点3)
 - ①福祉専門職員配置等加算の併給を全サービスに拡大
 - ②経験や専門資格が十分に評価される単価に増額
 - ③勤続年数・有資格率についての上位区分(勤続5年、10年、20年以上等、有資格率50%以上等)を創設
 - ④現行の対象資格に専門性を評価できる資格を追加
- 非常勤職員の有給休暇や研修参加時の取扱いを、常勤職員と同様に常勤換算に算定可能**とすること。(視点3) 8

5 生活の基盤である居住支援の在り方の再構築

背景・論拠

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において引き続き検討・検証を行う事項として挙げられた障害者支援施設の在り方については、令和7年9月に「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」(以下、障害者支援施設の在り方検討会)の報告書として取りまとめが示された。
- またここ数年日中サービス支援型グループホームの在り方については課題が指摘されているが、特に本人の意思に反し日中にホーム内での生活を強いられているケースなども散見される。

意見・提案

- 障害者支援施設の在り方検討会の報告書に記載された内容の実現に向けた報酬上の評価**を行うこと。(視点3)
 - ①利用者の意思・希望の尊重
 - ②地域移行の促進とサテライトの創設等
 - ③日中活動の外部利用の促進
 - ④個室化・生活単位の小規模化の促進
- 日中サービス支援型グループホームにおいては、本人のニーズに基づき他の日中サービスの利用がさらに促進**されるような仕組みとすること。(視点3)

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(詳細版)

6 障害のある人が安心して地域生活を送ることができる財政支援

背景・論拠

- 物価の高騰(食料品指数は令和2年を100とすると令和7年は128.1)や、借家の家賃の高騰(平成30年～令和5年で7.1%上昇)により、障害のある人の暮らしは非常に厳しくなっていることから、障害福祉サービスの質を担保し、障害のある人が安心して暮らすことができるよう、以下の金額の引上げが必要。

意見・提案

- 障害のある人が安心して暮らせるよう以下の金額の引上げを行うこと。(視点3)**
 - 障害者支援施設における食費等の基準費用額並びに補足給付額の引上げ
 - 通所事業所における食事提供体制加算の引上げ
 - グループホームにおける補足給付額(家賃補助)の引上げ

7 報酬構造の簡素化・合理化

背景・論拠

- 障害福祉サービスにおいては、年々支援メニューが充実し、多様なニーズに応える仕組みが構築されているが、一方で障害福祉サービス(障害児含む)の加算総数は160種類、減算総数は29と、大変複雑になっており、事務負担が極めて煩雑となり負担が増大している。

意見・提案

- 障害福祉サービスの報酬構造の簡素化・合理化を行うこと。(視点1)**
 - 加算の算定要件等の簡素化
 - 目的や内容が類似する加算の整理等

【参考資料】 1 適正なサービス供給と取組評価による制度の持続可能性の両立

●事業所指定の在り方の厳格化・意見申出制度の強化(視点1・3)

- ・運営指導(実地指導)の実施率は20%以下である。
- ・行政処分のあった法人種別では、営利法人の割合が圧倒的に多い。

◆運営指導(実地指導)の実施状況



行政処分のあった障害福祉サービス等事業所件数
(法人種別内訳)



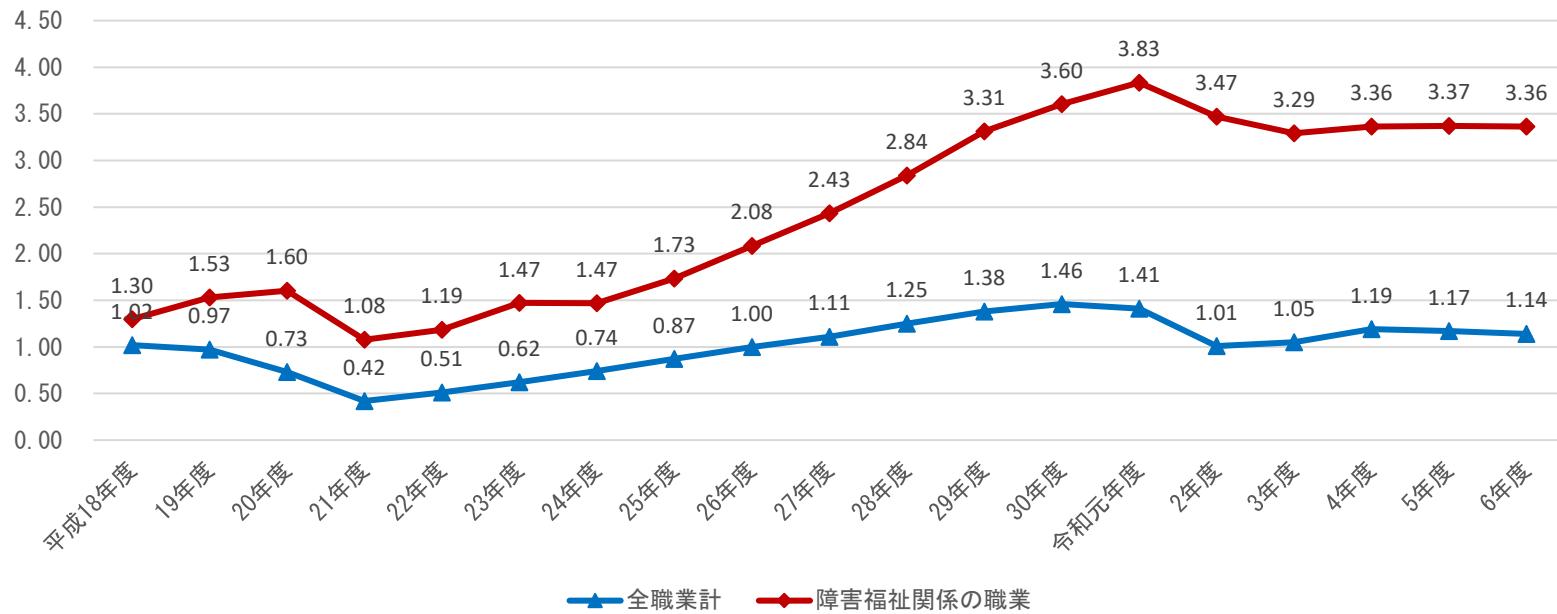
(令和7年3月14日第146回社会保障審議会障害者部会) 障害福祉分野における運営指導・監査の強化について 参考資料1

【参考資料】2 社会実態に応じた即時性の高い報酬設定と賃金格差のは是正

●障害福祉分野と全産業との賃金格差のは是正(視点2・3)

障害福祉関係分野職種における労働市場の動向(有効求人倍率の動向)

- 障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は、全職種より高い水準で推移している。



【出典】厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。

注1)上記はパートタイムを含む常用の数値。常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。パートタイムとは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いものをいう。

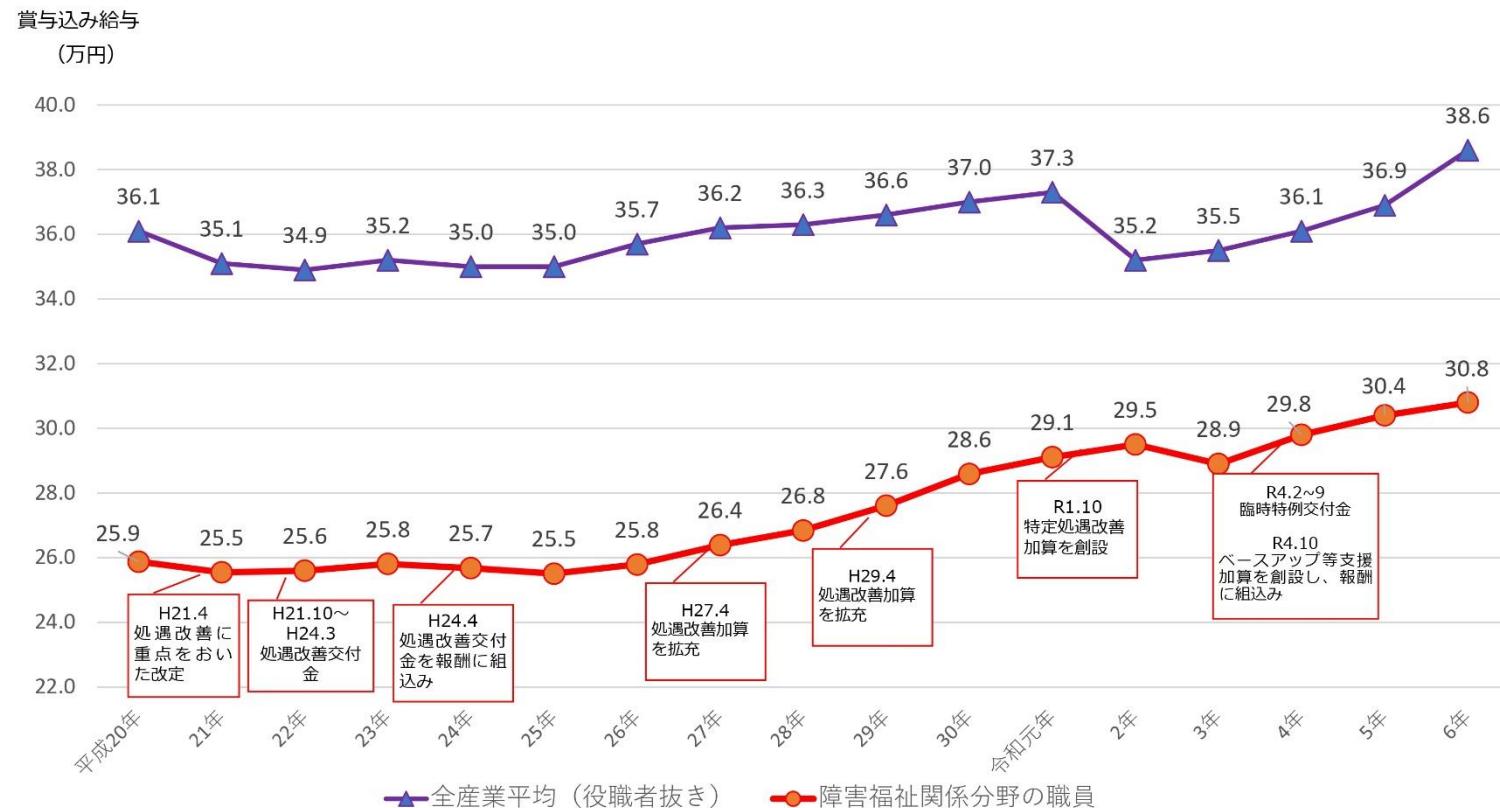
注2)上記の数値は、新規学卒者及び新規学卒者求人を除いたものである。

注3)「障害福祉関係の職業」は、平成24年度以前は「社会福祉専門の職業」の数値。平成25年度以降は、「社会福祉の専門的職業(保育士、福祉相談員等)」と「介護サービスの職業」を合計した数値。

【参考資料】2 社会実態に応じた即時性の高い報酬設定と賃金格差のは是正

●障害福祉分野と全産業との賃金格差のは是正（視点2・3）

賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金推移



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき障害福祉課において作成。

注1) 賞与見込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。

注2) 令和6年度報酬改定における処遇改善加算の見直しは昨年6月施行（事業者への支払いは8月以降）

注3) 障害福祉関係分野の職員については、平成21年～令和元年は「保育士」、「ホームヘルパー」、「福祉施設介護員」を加重平均したもの。

令和2年～令和6年は「保育士」、「訪問介護従事者」、「介護職員（医療・福祉施設等）」を加重平均したもの。

【参考資料】2 社会実態に応じた即時性の高い報酬設定と賃金格差のは是正

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和7年11月21日

2020年基準 消費者物価指数 全 国 2025年(令和7年)10月分

◎ 概 况

- (1) 総合指数は2020年を100として112.8
前年同月比は3.0%の上昇 前月比(季節調整値)は0.4%の上昇
- (2) 生鮮食品を除く総合指数は112.1
前年同月比は3.0%の上昇 前月比(季節調整値)は0.4%の上昇
- (3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は111.5
前年同月比は3.1%の上昇 前月比(季節調整値)は0.4%の上昇

図1 総合指数の動き

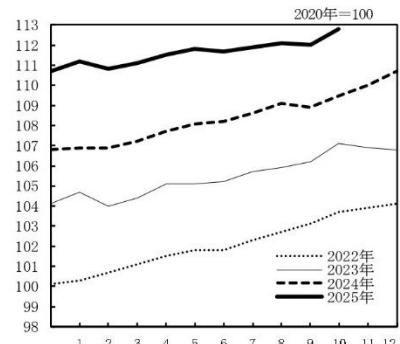


図2 生鮮食品を除く総合指数の動き

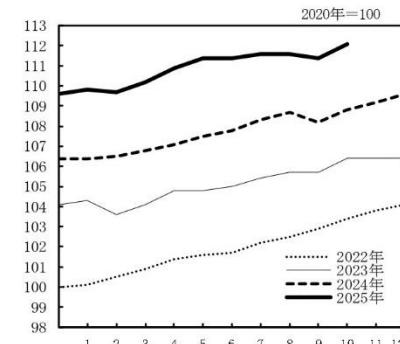


図3 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数の動き

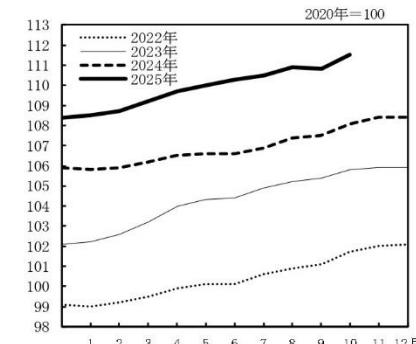


表1 総合、生鮮食品を除く総合、生鮮食品及びエネルギーを除く総合の指数及び前年同月比

【参考資料】2 社会実態に応じた即時性の高い報酬設定と賃金格差のは是正

4 全 国

第1表

10大費目指數

年 月	原 数								
	総 合	生鮮食品を除く総合	生鮮食品及び エネルギーを除く総合	食 料	生鮮食品	生鮮食品 を除く 食 料	住 居	光熱・ 水道	家具・ 家事用品
前年(月)比									
2020 年平均	0.0	-0.2	0.2	1.4	3.3	1.0	0.6	-2.4	2.3
2021	-0.2	-0.2	-0.5	0.0	-1.2	0.2	0.6	1.3	1.7
2022	2.5	2.3	1.1	4.5	8.1	3.8	0.6	14.8	3.8
2023	3.2	3.1	4.0	8.1	7.4	8.2	1.1	-6.7	7.9
2024	2.7	2.5	2.4	4.3	7.0	3.8	0.7	4.0	4.0
2024 年 10 月	0.6	0.6	0.6	1.2	1.6	1.2	0.2	0.6	0.5
11	0.4	0.4	0.2	0.7	0.8	0.6	0.1	3.0	-0.6
12	0.6	0.3	0.0	1.0	5.7	0.2	0.0	4.2	-1.2
2025 年 1 月	0.5	0.2	0.1	1.8	7.1	0.7	0.0	0.0	0.4
2	-0.4	-0.1	0.2	-0.5	-5.2	0.5	0.0	-4.2	-0.1
3	0.3	0.4	0.4	0.1	-2.9	0.7	0.0	0.2	0.5
4	0.4	0.7	0.5	-0.2	-5.8	0.9	0.2	3.0	1.4
5	0.3	0.4	0.3	0.3	-2.6	0.8	0.1	2.8	0.3
6	-0.1	0.0	0.2	0.2	-2.0	0.6	0.0	-1.0	0.1
7	0.2	0.2	0.3	0.4	-0.2	0.5	0.1	-0.8	0.2
8	0.2	0.0	0.3	0.7	3.3	0.3	0.1	-4.2	0.1
9	-0.1	-0.2	-0.1	0.7	3.2	0.3	0.0	-1.3	-0.7
10	0.7	0.6	0.7	0.9	1.7	0.8	0.1	0.8	1.3
前年同月比									
2024 年 10 月	2.3	2.3	2.3	3.5	2.1	3.8	0.8	3.2	4.4
11	2.9	2.7	2.4	4.8	8.7	4.2	0.9	6.8	3.7
12	3.6	3.0	2.4	6.4	17.3	4.4	0.8	11.4	3.0
2025 年 1 月	4.0	3.2	2.5	7.8	21.9	5.1	0.8	11.2	3.4
2	3.7	3.0	2.6	7.6	18.8	5.6	0.8	6.3	4.0
3	3.6	3.2	2.9	7.4	13.9	6.2	0.8	5.7	4.5
4	3.6	3.5	3.0	6.5	3.9	7.0	1.0	8.4	4.1
5	3.5	3.7	3.3	6.5	-0.1	7.7	1.1	7.7	3.0
6	3.3	3.3	3.4	7.2	1.6	8.2	1.0	3.4	2.7
7	3.1	3.1	3.4	7.6	3.3	8.3	1.0	-0.2	2.5
8	2.7	2.7	3.3	7.2	2.8	8.0	1.1	-4.0	2.0
9	2.9	2.9	3.0	6.7	2.1	7.6	1.0	1.9	1.0
10	3.0	3.0	3.1	6.4	2.2	7.2	0.9	2.2	1.8

注1) 前年比は各基準年の公表値による。

(総務省ホームページ 2020年基準 消費者物価指数 全国 2025年(令和7年)10月分)
<https://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/pdf/zenkoku.pdf>

【参考資料】2 社会実態に応じた即時性の高い報酬設定と賃金格差のは是正

●物価指数・人事院勧告等に毎年連動する報酬設定（視点1・2・3）

人事院勧告の推移（2020年度～2025年度）

年度	月給引き上げ率	ボーナス支給月数
2020 年度	据え置き	4.45 ヶ月分
2021 年度	据え置き	4.3 か月分（前年△0.15 カ月分）
2022 年度	0.23%（前年 +0.23%）	4.4 か月分（前年+0.1 カ月分）
2023 年度	0.96%（前年 +0.73%）	4.5 か月分（前年+0.1 カ月分）
2024 年度	2.76%（前年 +1.80%）	4.6 か月分（前年+0.1 カ月分）
2025 年度	3.62%（前年 +0.86%）	4.65 か月分（前年+0.05 カ月分）

【参考資料】3 処遇改善の制度間一元化と対象の拡大

●処遇改善の制度間一元化（視点2・3）

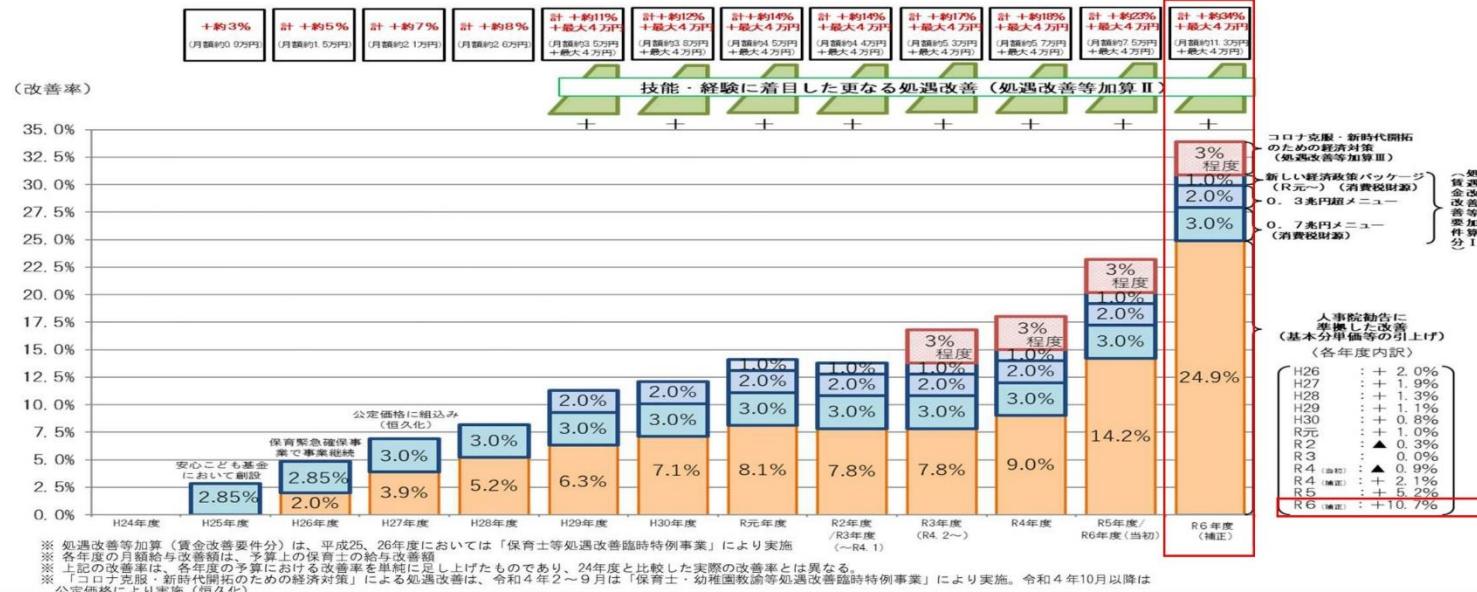
保育士等の処遇改善

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。

令和6年度の対応

- 令和6年人事院勧告を踏まえ、保育士等の公定価格上の人件費を+10.7%改善【令和6年度補正予算1,150億円】



令和7年度予算等における対応

- 保育士等の公定価格上の人件費について、令和6年補正予算で措置した+10.7%の改善を引き続き確保し、令和7年度予算においても反映【令和7年度予算1,607億円】（一般会計：882億円、事業主拠出金：725億円）
- 経営情報の継続的な見える化（保育所等が収支計算書や職員給与の状況等について都道府県に報告する仕組み）を実行し、保育所等の賃金の状況や費用の使途の分析・見える化を推進【令和7年4月施行、事業年度終了後5月以内に報告】
- 処遇改善等加算I II IIIについて、事務手続きの簡素化等の観点から一本化（基礎分・賃金改善分・質の向上分の3区分に整理の上、配分ルールの柔軟化や賃金改善の確認方法の簡素化等を実施）

【参考資料】4 経験や専門性がさらに活かされる事業所運営体制

●非常勤職員を常勤職員と同様の常勤換算の取扱い

I 常勤換算方法により算定される従業者の休暇等の取扱い

【常勤換算方法により算定される従業者の休暇等の取扱い】

常勤換算方法により算定される従業者が出張したり、また、休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。

(答)

「常勤換算方法」とは、非常勤の従業者について「事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法」(居宅サービス運営基準第2条第8号等)であり、また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間（又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。））として明確に位置付けられている時間の合計数」である（居宅サービス運営基準解釈通知第2－2－2等）。以上から、非常勤の従業者の休暇や出張（以下「休暇等」という。）の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないで、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。

なお、常勤の従業者（事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第2－2－（3）における勤務体制を定められている者をいう。）の休暇等の期間については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとする。

(参考) 居宅サービス運営基準解釈通知第2－2－（3） 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。（以下略）

平成14年3月28日付け厚生労働省老健局振興課 事務連絡
「運営基準等にかかるQ&Aについて」抜粋

問6 看護師・理学療法士・作業療法士・生活支援員等の職員が、病欠や年休（有給休暇等）・休職等により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければならないのか。

(答)

1. 非常勤職員が上記理由等により欠勤している場合、その分は常勤換算に入れることはできない。しかし、常勤換算は一週間単位の当該事業所の勤務状況によるため、必ずしも欠勤したその日に埋め合わせる必要はなく、他の日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足りる。

また、常勤の職員が上記理由等により欠勤している場合については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる。

2. また、基準上「一以上」などと示されている（常勤、常勤換算の規定がない）職種については、支援上必要とされる配置がなされればよいので、当該日の欠勤が利用者の支援に影響がないとみなされれば、代わりの職員を置く必要はない。

平成19年12月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡
「障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）（VOL.2）の送付について」抜粋

常勤換算	可	不可
常勤職員	<ul style="list-style-type: none">・有給休暇・業務としての外部研修・出張	<ul style="list-style-type: none">・休職
非常勤職員	—	<ul style="list-style-type: none">・有給休暇・業務としての外部研修・出張

【参考資料】 4 経験や専門性がさらに活かされる事業所運営体制

●非常勤職員を常勤職員と同様の常勤換算の取扱い

【従業者の欠勤】

問3 平成19年12月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「障害福祉サービスに係るQ&A(指定基準・報酬関係)(VOL. 2)の送付について」の問6(以下、「当該Q&A」という。)において、職員が病欠等により出勤していない場合の取扱いが示されており、常勤職員については、病欠等で欠勤した場合であっても常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができるとされている。

この点、共同生活援助事業所においては、勤務時間が同一であっても、夜勤の有無によって基準省令上の常勤・非常勤を区分し、欠勤の際に異なる取扱いをすべきか。

(答)

共同生活援助事業所において、当該事業所における勤務時間の合計(夜勤等を含む)が、事業所の定める常勤の従業者が勤務すべき時間に達している従業者については、当該Q&Aで示している常勤職員に対する取扱いと同様の取扱いをして差し支えない。

なお、本Q&Aは基準省令における「常勤」の取扱いを変更するものではないことを申し添える。

平成31年3月29日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡
障害福祉サービス等報酬に関するQ&A(平成31年3月29日)

【参考資料】5 生活の基盤である居住支援の在り方の再構築

●検討会報告書の内容の実現に向けた報酬上の評価

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会 これまでの議論のまとめ（概要）

検討会設置の趣旨

- 障害者支援施設には様々な役割があるなか、更なる地域移行を進めていくため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム等において求められたことを踏まえて、検討会を設置した。
- 上記を踏まえ、障害者支援施設の役割・機能、るべき姿及び今後の障害福祉計画の目標の方向性について検討を行った。

議論のまとめのポイント

1 障害者支援施設に求められる役割・機能、るべき姿

① 利用者の意思・希望の尊重

どこで誰と、どのように生活したいか本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進が重要。本人にわかりやすい情報の提供や、あらゆる場面で体験や経験を通じた選択の機会を確保し、本人の自己実現に向けた支援を行う。

② 地域移行を支援する機能

施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等に取り組む。

③ 地域生活を支えるセーフティネット機能

地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、施設の有する知識・経験・支援技術等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用を推進する。

④ 入所者への専門的支援や生活環境

強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援や、重度化・高齢化した利用者への対応、終末期における看取りまでの支援は、地域における支援体制づくりが求められているとともに、特に施設において求められている役割。

入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境（居室の個室化、日中活動の場と住まいの場の分離など）にすることが重要。

2 今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性

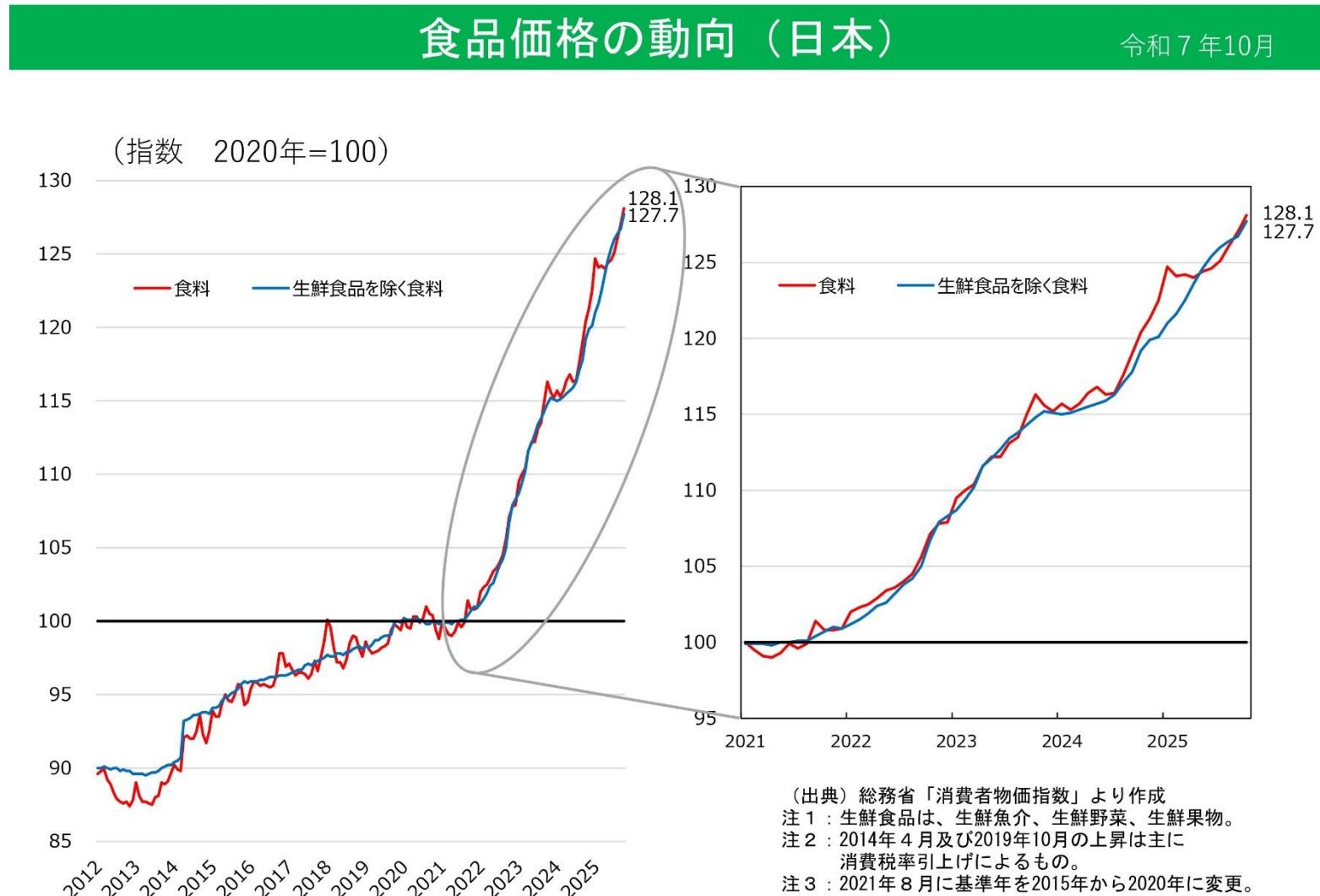
- 施設待機者の考え方や把握については、本人ではなく家族による入所希望の扱いや複数施設への申込者の算定方法、緊急性の把握の必要性等の課題について考慮する必要。実態把握している自治体の事例の共有等、とりうる対応を検討。
- 次期障害福祉計画でも地域移行者数や施設入所者数の削減の目標値の設定は必要。それ以外の目標（障害の程度や年齢に応じた目標等）の設定については、まずは実態把握の方策も含め対応を検討。

今後の対応

- 本検討会の議論のまとめも踏まえ、第8期障害福祉計画（令和9～11年度）に向けた基本指針の目標等の在り方は障害者部会で議論していくとともに、具体的な報酬等の在り方については次期報酬改定等に向けて検討。

【参考資料】6 障害のある人が安心して地域生活を送ることができる財政支援

- 障害者支援施設の食費等の基準費用額と補足給付額の引上げ
- 通所事業所における食事提供体制加算の引上げ



【参考資料】6 障害のある人が安心して地域生活を送ることができる財政支援

●グループホームにおける補足給付額(家賃補助)の引上げ

7 借家の家賃

○借家の1か月当たり家賃は7.1%の増加

借家（専用住宅）の1か月当たり家賃は59,656円となっており、2018年と比べ、7.1%の増加となっている。これを借家（専用住宅）の種類別にみると、「公営の借家」が24,961円（7.6%増）、「都市再生機構（UR）・公社の借家」が71,831円（2.8%増）、「民営借家（木造）」が54,409円（4.5%増）、「民営借家（非木造）」が68,548円（7.0%増）、「給与住宅」が37,993円（11.6%増）となっており、いずれも増加している。

借家（専用住宅）の1畳当たり家賃は、3,403円となっており、「民営借家（非木造）」が4,151円と最も高く、次いで、「都市再生機構（UR）・公社の借家」が3,633円などとなっている。

(総務省ホームページ)

総務省統計局 令和5年住宅・土地統計調査 住宅及び世帯に関する基本集計(確報集計)結果 2024年9月25日公表)
<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/tyousake.html>

【参考資料】6 障害のある人が安心して地域生活を送ることができる財政支援

表7 借家（専用住宅）の種類別家賃の推移－全国（2003年～2023年）

年次	総数 1)	公営の借家	都市再生 機構（UR）・ 公社の借家 2)	民営借家 (木造)	民営借家 (非木造)	給与住宅
1か月当たり家賃（円）						
2003年	51,064	22,014	58,506	49,626	64,808	23,752
2008年	53,565	22,253	64,048	51,569	64,722	28,125
2013年	54,052	22,394	67,005	51,030	63,005	30,684
2018年	55,695	23,203	69,897	52,062	64,041	34,049
2023年	59,656	24,961	71,831	54,409	68,548	37,993
増減率（%）						
2003年～2008年	4.9	1.1	9.5	3.9	-0.1	18.4
2008年～2013年	0.9	0.6	4.6	-1.0	-2.7	9.1
2013年～2018年	3.0	3.6	4.3	2.0	1.6	11.0
2018年～2023年	7.1	7.6	2.8	4.5	7.0	11.6
1畳当たり家賃（円）						
2003年	2,879	1,127	3,181	2,725	3,960	1,179
2008年	3,039	1,122	3,391	2,716	4,053	1,410
2013年	3,051	1,120	3,449	2,633	3,883	1,577
2018年	3,074	1,156	3,526	2,580	3,832	1,699
2023年	3,403	1,246	3,633	2,916	4,151	2,071
増減率（%）						
2003年～2008年	5.6	-0.4	6.6	-0.3	2.3	19.6
2008年～2013年	0.4	-0.2	1.7	-3.1	-4.2	11.8
2013年～2018年	0.8	3.2	2.2	-2.0	-1.3	7.7
2018年～2023年	10.7	7.8	3.0	13.0	8.3	21.9

1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

2) 2003年までは「公団・公社の借家」として表記

(総務省ホームページ

総務省統計局 令和5年住宅・土地統計調査 住宅及び世帯に関する基本集計(確報集計)結果 2024年9月25日公表)
<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/tyousake.html>